

令和4年2月定例会

令和4年2月16日（水曜日）午後1時00分開会

長崎県市町村会館6階 会議室

議事日程

- 日程1 会期について
- 日程2 議席の指定について
- 日程3 会議録署名議員の指名について
- 日程4 協議等の場に係る報告について
- 日程5 経過等の報告事項について
- 日程6 長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程7 長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程8 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 日程9 令和3年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）  
令和3年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程10 令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算  
令和4年度長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 日程11 監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程12 議会運営委員の選任について
- 日程13 一般質問

---

本日の議会に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（26名）

1番	大谷 恵次 君	2番	淡田 邦夫 君
3番	横山 弘藏 君	4番	百武 辰美 君
5番	村井 達己 君	6番	吉永 秀俊 君
7番	山脇 博 君	8番	山口 憲一郎 君
9番	中村 久幸 君	10番	矢崎 勝己 君
11番	瀧瀬 栄子 君	13番	山口 欽秀 君
15番	谷口 一星 君	16番	神田 全記 君
17番	水上 亨 君	18番	相浦 喜代子 君
19番	川崎 剛 君	20番	松井 大助 君
21番	佐藤 文子 君	22番	永田 秀人 君
23番	田山 藤丸 君	24番	林 広文 君
25番	山崎 猛 君	26番	岩永 福子 君
27番	井上 重久 君		

欠席議員（2名）

12番	神之浦 伊佐男 君	14番	小島 徳重 君
-----	-----------	-----	---------

説明のために出席した者

広域連合長	田上 富久 君	副広域連合長	一瀬 政太 君
副広域連合長	杉澤 泰彦 君	事務局長	本多 浩志 君
企画監兼次長	白倉 弘和 君	総務課長	切間 賢生 君
事業課長	山下 利久 君	保険管理課長	三谷 浩 君

事務職員出席者

書記	吉村 貴志 君
----	---------

＝開会 午後 1 時 0 0 分＝

○議長（井上重久君）

出席議員は定足数に達しております。これより令和 4 年第 1 回長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

初めに、例月出納検査報告につきましては配付されております報告書のとおりであります。本件は地方自治法の規定により報告されたものでありますので、ご了承をお願いいたします。

日程 1 「会期について」を議題といたします。

今定例会の会期は本日 1 日間とし、会期中の日程につきましてはお手元に配付のとおりとすることにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は 1 日間と決定いたしました。

日程 2 「議席の指定について」、各議員の議席は、お手元に配付しております議席表のとおり指定いたします。

日程 3 「会議録署名議員の指名について」は、2 番 淡田 邦夫議員及び 2 4 番 林 広文議員を指名いたします。

次に日程 4 「協議等の場に係る報告について」を議題といたします。

本件は、地方自治法第 1 0 0 条第 1 2 項及び長崎県後期高齢者医療広域連合議会会議規則第 1 2 5 条の規定に基づき、協議等の場を臨時に設けたので、報告しようとするものであります。

その内容は、お手元に配付しております資料に記載のとおりでありますので、

ご了承ください。

ここで、連合長から発言の申出がっております。

連合長

○連合長（田上富久君）

本日は、広域連合議会 2 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご健勝にて、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、いまだ予断を許さない状況となっております。オミクロン株による感染状況とその対応については、これまでとはやや異なるものとなっておりますが、いずれにしてもさらなる感染拡大を防ぐことで、引き続き医療提供体制を維持できるよう、そして、少しでも早く県民の皆様が普段の生活に戻ることができるよう、私たち一人一人が感染防止対策を徹底していきたいと思っております。

さて、この機会をお借りしまして、私のほうから 2 点、お話をさせていただきたいと思っております。

まず 1 点目は国の動きについてでございます。

令和 4 年は、団塊の世代と言われる方々が 75 歳以上に入り始める年であり、国は昨年、今後の被保険者の増加に伴う医療費の増高などを見据え、高齢者の負担能力に応じて、一部の方の窓口負担を見直す法改正を行いました。そして、去る 1 月 4 日に施行期日を 10 月 1 日とする政令を公布いたしました。

今回の制度改正は、皆様ご存じのとおり、一定以上の所得がある方について、医療費の窓口負担割合を 1 割から 2 割に引き上げるもので、これに伴う自己負担の増加に対する配慮措置を施行後 3 年間講じるものということになっております。

これは、後期高齢者医療制度発足後の大きな制度改正であることから、本広域

連合としましても、被保険者の皆様への丁寧な周知・広報を県内市町と連携して実施してまいります。

このことも含め、国に対しましては、被保険者の皆様が安心して、適切な医療を受けることができるように、制度改正や各事業については被保険者や医療機関に十分配慮することや、財政支援を拡充することなどを、昨年11月に全国後期高齢者医療広域連合協議会を通じて要望書を提出しております。今後も引き続き、全国協議会を通じて意見を述べていきたいと考えています。

次に2点目でございますが、令和4年度・5年度の保険料率改定についてでございます。

令和4年度は、保険料率改定の年度となっております。

後期高齢者医療の保険料率は、法の定めにより、2年ごとに見直しを行うこととなっており、今回、令和4年度と5年度の料率を決定する必要がございます。

料率の設定に際しましては、先にお話ししました窓口2割負担の新設という制度改正や昨年末に発表されました診療報酬のマイナス改定等を考慮し、併せまして令和3年度の剰余金や財政調整基金の活用を図りましても、被保険者数の増加に伴う医療費の増加などの要因もあり、一定の引上げをお願いせざるを得ない状況でございます。このことにつきましても、被保険者の皆様に丁寧に説明していきたいと考えております。

本日は、令和3年度補正予算や令和4年度当初予算、条例改正等の議案を提案することとしております。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げますとともに、各議案に対しまして、議員皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、私の冒頭の挨拶とさせていただきます。

皆様、よろしくお願いいたします。

○議長（井上重久君）

次に日程5「経過等の報告事項について」、事務局の説明を求めます。

総務課長

○総務課長（切間賢生君）

お手元にお配りしておりますピンクの表紙の冊子「経過等の報告事項」について、ご説明させていただきます。

1 ページをお開きください。

前回開催の定例会、令和3年8月24日以降における広域連合の主要な事項について、経過等の報告をいたします。

1 国の医療制度改革の動向について

令和4年以降、いわゆる団塊の世代が75歳以上に入り始める中、今後の被保険者の増加に伴う医療費の増高を見据え、国は昨年、一定以上の所得がある方について、窓口負担を1割から2割に見直す法改正を行いました。

具体的には、課税所得が28万円以上及び年収が200万円以上の方が該当し、本年10月1日から施行されます。併せて施行後3年間は1か月当たりの負担増が3,000円以内となるように、配慮措置が講じられることとなりました。

次に、2年に一度見直される医療機関に支払う診療報酬については、診療報酬がプラス、薬価等はマイナスとなり、全体としてはマイナス改定となりました。

また、昨年10月からマイナンバーカードの健康保険証利用が開始されました。本広域連合を含めた全国の後期高齢者医療広域連合でも、被保険者資格情報等をオンライン資格確認システムのサーバーに登録し、円滑に運用できるよう努めています。

2 ページに入ります。

## 2 新型コロナウイルス感染症対応に関する施策について

### (1) 傷病手当金制度について

国の通知に基づき、関係規則の整備を行い、適用期間を令和4年3月31日まで延長しました。令和3年度は、1月末現在における支給実績が決定件数1件、支給総額8万7,996円です。

### (2) 保険料の減免について

国の示す減免基準に基づき、令和3年度の保険料減免申請の受付を行っています。令和4年1月末現在における減免状況は、決定件数が69件で、金額は431万3,800円です。

## 3 国に対する要望について

令和3年11月18日、全国の広域連合で組織する全国後期高齢者医療広域連合協議会は、安定した後期高齢者医療制度の運営を行うため、国による積極的な対応、実現を要望し、8項目についての要望書を後藤厚生労働大臣に提出しました。

なお、要望書については、参考として4ページから5ページに掲載しております。

3ページに入ります。

## 4 懇話会について

懇話会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営に関して広く意見を求めるため設置しているもので、被保険者代表、保険医・保険薬剤師及び公益を代表する委員10名で構成されています。

第2回は令和3年12月16日に開催し、出席委員は8名でした。

協議内容は「令和4・5年度の保険料の試算について」及び「保健事業の取り組みについて」でした。

主なご意見は記載のとおりです。

「経過等の報告事項」は以上でございます。

○議長（井上重久君）

ただいまの経過報告については、ご了承をお願いいたします。

次に日程6「議案第1号」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

白色の表紙、定例会議案は1ページから4ページまで、緑色の表紙、定例会説明資料は1ページから4ページまででございますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、まず、白色の表紙、定例会議案の2ページをご覧いただきたいと思っております。

2ページの下段、提案理由に記載のとおり、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律」が公布され、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び職員に対する周知・意向確認の措置の義務付け等が示されましたので、本広域連合の職員の育児休業等に関する条例について所要の整備を行うものです。

改正条文につきましては、3ページ及び4ページに記載しておりますが、改正内容につきましては、緑色の表紙、定例会説明資料でご説明したいと思います。

申し訳ありませんが、定例会説明資料の2ページをご覧いただきたいと思っております。

2 ページ、横書きの表の中ほど、「主な内容」の上段に記載のとおり、この法律では、国家公務員に対する考え方が示されております。しかし、地方公務員についても、国家公務員の措置との均衡を踏まえることが求められていることから、所要の整備を行うものです。まず、「主な内容」の「1」に記載のとおり、非常勤職員の育児休業及び部分休業取得要件について、「在職期間が1年以上であること」という要件の廃止、併せて、「2」に記載のとおり、職員に対する制度周知及び育児休業取得の意向確認のための措置を講じるというものでございます。

「主な内容」の一番下に記載のとおり、施行期日は令和4年4月1日でございます。

3 ページ及び4 ページに、条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第1号の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（井上重久君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示してください。

ありませんか。

【「なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

なければ、これをもちまして「議案第1号」に対する質疑を終結いたします。

これより議案第1号「長崎県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する

る条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

【「なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第1号」を、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

よって「議案第1号」は原案のとおり可決されました。

次に、日程7「議案第2号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

白色の表紙、定例会議案は5ページから7ページまで、緑色の表紙、定例会説明資料は5ページから10ページまででございます。併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、まず、白色の表紙、定例会議案の6ページをご覧いただきたいと思っております。

6 ページ、下段の提案理由に記載のとおり、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」等が公布されたことにより、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる「番号法」が改正され、併せて「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が廃止されました。このため、本広域連合の個人情報保護条例について所要の整備を行うものでございます。

改正条文につきましては、7 ページに記載しておりますが、その内容につきまして、緑色の表紙、定例会説明資料でご説明したいと思います。

申し訳ございません、定例会説明資料の6 ページ及び7 ページをご覧くださいと思います。

まず、6 ページ、横書きの表の中ほど、「主な内容」の「1」に記載のとおり、デジタル庁設置法の公布により番号法が改正され、情報提供ネットワークシステムの設置・管理主体が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたこと、「2」及び7 ページの「3」に記載のとおり、「番号法」の改正、及び「行政機関個人情報保護法」及び「独立行政法人等個人情報保護法」の廃止に伴う条例に引用する法律の名称や条番号の変更を行うものでございます。

7 ページの中ほどになりますが、施行期日は令和4年4月1日でございます。

8 ページから10 ページに、条例の新旧対照表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第2号の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（井上重久君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、先ほど申し上げましたように質疑箇所のページをお示ししてください。

ありませんか。

○13番（山口欽秀君）

この条例の改正について、法律が変わったからということで法律の名称が変更されるということですが、名称の変更だけではなくて、中身についても変更の可能性というか、不安を感じますので質問させていただきます。

国、地方がデジタル化を進めるということで、国はデジタル庁を発足させました。今までにない便利な社会、希望が広がる社会とか、そういう社会を目指すというようなことが言われておりますが、一方で、その個人情報の問題で不安を持っているということでもあります。国はマイナンバーの普及を進めておりますが、国民はその必要性とともに個人情報の漏えいへの不安も持っているということがいまだあると思います。

今回の新個人情報保護法に基づく内容ですが、マイナンバーを活用した情報連携による行政手続のオンライン化を進めるとか、データ連携のためにそのデータの利活用とか、公共データのオープン化を進めるなど、この内容を見ると、個人情報の保護が不安を感じると言わざるを得ません。特に個人所有の情報について、目的外の利用、供給の制限とか、オンライン相互の制限の規定など、これまでありましたけれども、この制限に対して、個人情報について、データの流通のルールを柔軟にしたらどうだというような意見が出るなど、個人情報の保護に対してきっちりとした歯止めがあるのかどうか、そのあたりが不安を感じるわけです。

その点で個人情報、極めて重要な人権でありますので、今後、条文の改正にとどまらず、この広域連合においても個人情報をしっかり守るというそういう考え

でやっていただきたいというふうに考えますが、ご意見をお願いいたします。

○議長（井上重久君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

山口議員のご質問にお答えいたします。

議員、おっしゃるとおり、私ども、広域連合としましても個人情報というのは非常に大切なものというふうな認識を持っております。ですから、私ども自身もその個人情報を使うというふうな点では、きっちりした保護、管理そういったものをしていくというふうなことで考えております。

今回の条例改正につきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおり、法律が変わったということで法律の名称とか、条文の番号の改正といった内容になっておりますので、個人情報の管理につきましては、今後も一層厳しく管理していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○13番（山口欽秀君）

個人情報、人権として極めて重要でありますので、しっかりと守っていただき、今後、いろいろな標準システムということで、システムの変更も国からいろいろと情報というか、出てきていますので、その標準システムの改定の中でもやはり個人情報をしっかり守るという点でのシステムの構築をぜひお願いしたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（井上重久君）

ほか、ありませんか。

なければ、これをもちまして、「議案第2号」に対する質疑を終結いたします。

これより議案第2号「長崎県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

【「なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ないようですので、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第2号」を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

よって「議案第2号」は原案のとおり可決されました。

次に日程8「議案第3号」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

白い表紙、定例会議案は9ページから11ページまで、緑色の表紙、定例会説明資料は11ページから47ページまででございます。

それでは、まず、白色の表紙、定例会議案の10ページをご覧いただきたいと思います。

10ページの下段、提案理由に記載のとおり、今回の改正は「令和4年度及び令和5年度の保険料率並びに令和4年度以後の保険料賦課限度額に関する事項」について定めようとするものでございます。

まず、今回の改正の柱であります「令和4年度及び令和5年度の保険料率」についてご説明いたします。申し訳ございません、緑色の表紙、定例会説明資料の19ページをご覧いただきたいと思います。

「1 保険料率算定に係る法律」として、枠囲みの中に保険料に係る関係法令を記載しておりますが、後期高齢者医療制度の保険料率は、予想される費用の額や収入の額に照らし、2年の特定期間ごとに見直すこととされております。また、今回は、枠の中の下段に記載しております「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」が改正され、賦課限度額が66万円に引き上げられました。

これらの関連法令に基づき、保険料率を算定いたしますが、現在の保険料率は、「2」に記載のとおり、均等割4万7,200円、所得割8.98%でございます。

「3 次期特定期間、保険料率の試算結果」でございますが、今回は、均等割4万9,700円、所得割9.03%と、均等割・所得割ともに引き上げるものでございます。

理由としましては、団塊の世代と言われる方が後期高齢者医療制度の被保険者となってくることから、被保険者数が増加することや一人当たり医療費が増加傾向にあることから、医療給付費が増加する見込みであり、また、高齢者負担率の上昇により、働く世代の負担である支払基金交付金や特別調整交付金の減少など

の影響により、一定の引上げは避けられないものと考えております。

20ページをご覧くださいと思います。

20ページから21ページにかけまして、今回の保険料率試算に用いた費用額等の項目を記載しております。

まず、20ページの「4 保険料率試算に用いた費用額」の(1)医療給付費等総額でございます。

まず、被保険者数については、各市町の住民基本台帳を基に、年齢到達による新規被保険者と過去の死亡や転入・転出状況等を勘案して、表の2行目に記載のとおり、令和4年度を22万2,616人、令和5年度を23万246人と推計しております。

次に、一人当たり給付費ですが、※印の1つ目に記載しております診療報酬改定の影響と、※印の2つ目に記載しております本年10月1日施行の窓口負担割合2割の新設による影響を考慮して推計いたしました。

推計の結果、表の3行目に記載のとおり、令和4年度が101万3,744円、令和5年度が101万5,234円となりました。

そして、表の3行目に記載のとおり、全体の医療給付費としましては、令和4年度が2,256億7,571万7,054円、令和5年度が2,337億5,360万8,063円と推計いたしました。

(2)財政安定化基金拠出金から21ページの(6)その他の費用までは、それぞれの必要額を算定しております。この中で(2)財政安定化基金拠出金でございますが、これは、高齢者の医療の確保に関する法律第116条の規定により長崎県が設置している基金であり、今回は、基金の残額等を勘案し、拠出率及び拠出金は0円としております。

21ページをご覧ください。「5 保険料率試算に用いた収入額」でございます。

(1) 国庫負担金から(7) 国庫補助金までは、それぞれの算定省令等に基づいて推計したものであり、この中で(1) 国庫負担金、(5) 後期高齢者交付金につきましては、記載しております高齢者負担率が、年々高齢者が増え、若者が減ってきていることから、徐々に上がってきており、今回は11.72%となっております。

(8) 繰越金、(9) 財政調整基金、(10) 財政安定化基金交付金は、保険料率の上昇を抑制するための財源となるもので、繰越金を11億円、財政調整基金を35億円、財政安定化基金交付金を0円と見込んでおります。

この3つの収入額につきましては、それぞれ括弧書きで前回、令和2年度・3年度の保険料率算定時の金額を記載しておりますが、3つの合計額は、前回は39億円、今回は46億円となっております。

ただいまご説明いたしました費用額及び収入額の詳細な推計内容につきましては、32ページから46ページまでに記載しておりますので、後ほどご参照いただければと思います。

それでは、22ページをご覧いただきたいと思います。「保険料率算定表」でございます。

先ほど、ご説明させていただきました費用額、収入額について、推計結果の数値を当てはめたものでございます。表の右から2列目「合計」で具体的にご説明いたします。

一番上の「費用」の表の合計欄、4,639億4,211万9,977円から、2つ目の「収入」の表の合計欄、4,263億258万7,374円を差し引いたものが、3つ目の表の一番上、「保険料収納必要額」の合計欄に記載のとおり、376億3,953万2,603円となり、これが、被保険者の皆様に負担していただく保険料の必要額となります。

この必要額に、予定保険料収納率99.3%として割り戻したものが、賦課総

額の379億486万6,670円となり、これを2年で割った189億5,243万3,335円が単年度分の賦課総額となります。

これを2つ下に記載しております「応能応益割合 41対59」に応じて所得割賦課総額と均等割賦課総額に振り分けたものが、その下の表でございます。

左側の表が所得割率の算定をしたもので、所得割賦課総額が77億7,049万7,667円となり、賦課限度超過額を調整した後の所得割率が9.03%となります。

また、右側の表が均等割額の算定をしたもので、均等割賦課総額が111億8,193万5,668円となり、これを被保険者数の令和4年度及び5年度の平均である22万6,431人で算定しますと、均等割が4万9,383.413円となります。

以上の算定結果から、資料一番下の「保険料率・被保険者一人当たり保険料額」の一番右側の列に記載のとおり、令和4年度及び令和5年度の保険料率につきましては、均等割額4万9,400円、所得割率9.03%と試算したところでございます。また、表の4行目「被保険者一人当たり保険料額（円）軽減後」につきまして、令和4年度及び令和5年度が6万2,982円となり、令和3年度と比較して、4,295円高くなっております。

なお、23ページには被保険者数や医療費総額等の推移、24ページから27ページには市町ごとの被保険者数、医療費総額等の推移を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、30ページをご覧いただきたいと思います。

30ページには、今回の条例改正において、保険料の賦課限度額の見直しも行ってありますが、その内容をイメージ図としたもので、賦課限度額がこれまで64万円でしたが、令和4年度から66万円に見直しが行われます。

31ページをご覧いただきたいと思います。

令和4年度、市町別医療給付費に対する保険料額の割合を、上段にグラフ、下段に表とし記載しております。

上段のグラフをご覧いただきたいのですが、医療給付費に対する保険料額の割合を棒グラフにしており、色の濃い黒い棒が保険料軽減前の割合、少し薄い黒い棒が軽減後の割合となっております。軽減後保険料で見ると県全体、つまり各市町の平均が6.21%であり、実際に負担する軽減後の保険料額の医療給付費に対する割合の高い方を、左から記載しております。

申し訳ございませんが、47ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、九州各県の令和4年度・5年度保険料率試算状況でございますが、本年1月に各広域連合が国へ報告したものを集計したものです。

長崎県は、九州8県の中で均等割額が6番目、所得割率が7番目となる見込みであり、8県のうち、6県が料率の引上げ、2県が据置きとなる見込みでございます。

これまでご説明させていただいた保険料率の改定を含め、「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の改正内容についてご説明いたします。大変申し訳ございません、12ページにお戻りいただきたいと思います。

12ページの資料中ほどの「主な内容」の欄をご覧いただきたいと思います。

まず、改正内容の1点目は、ただいまご説明いたしましたとおり、令和4年度・5年度の保険料率については、所得割率、均等割額ともに改正し、引き上げることといたしております。

次に2点目は、政令改正に伴い、令和4年度以後の保険料を算定する際の賦課限度額を66万円に改正し、引き上げるものでございます。

施行期日は、記載のとおり、令和4年4月1日でございます。

条例の新旧対照表を13ページから15ページに記載しておりますので、ご参

照いただきたいと思えます。

議案第3号の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（井上重久君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページをお示してください。

何かありませんか。

18番、相浦議員

○18番（相浦喜代子君）

たくさん説明をしていただきまして、最終的には、この緑ページ、47ページ、九州管内の引上げ及び据置きの件、ご説明していただいたことを踏まえまして、どこも保険料は低ければ低だけ、被保険者の方は助かりますし、というところはあるのですが、長崎県の場合は引上げ、ただし、九州管内で見ますと、引上げ率からいいますと、若干低いところではあるんですが、この状況を踏まえまして、緑の表紙、22ページ、ここに算定表が出ております。収入においては、いつも心配しておりますのが、収入の中の②の調整交付金、この中には、当然のことながら原爆・被爆体験者に関する地域的な特殊事情という部分で交付金が入ってきます。そのことを踏まえまして、令和4年・令和5年で保険料率を算定されたことは分かるのですが、今後の見通しからすると、今後、大きな引上げ等に結びつかないのか。当然、被爆者、被爆体験者の方は高齢化になって、亡くなっていく方がいらっしゃる。と同時に団塊の世代がご説明にあったように数字としては上がってくる、被保険者の数が増えてくるということになると、もっと状況的には厳しいのではないかと、収入のほうは厳しいのではないかと思うのです。

が、今回条例で、4年、5年はこうしますよということではあるのですが、このまま据置き状況に次の2年ですね、なっていくのか、そのあたりも少しだけご説明いただければと思いますのでお願いいたします。

○事務局長（本多浩志君）

ご質問にお答えいたします。今回、条例改正という形で、令和4年度・5年度の料率等をご説明させていただいたところです。

ご質問の中で、次の令和6年度・7年度についてということもありますが、この団塊の世代の皆さんが、令和4年度から後期高齢者医療制度の被保険者になり始めて、やはり令和6年度・7年度、これくらいまでは多数の方が入ってまいります。ですから、医療費、保険給付費というのも膨らんでくるというふうに思っております。ただ、私どもとしましては、被保険者の皆さんの負担をできるだけ少なくしたいという気持ちは強く持っております。ですから、今回の料率改定につきましても、剰余金や財政調整基金、こういったものを投入して、できるだけ負担が大きくなるように、急激な負担増とならないように、そういったことを心がけたつもりでございます。ですから、実際に議員、おっしゃられたとおり、国の調整交付金、これは、やはり被爆者、被爆体験者、こういった方はどんどん高齢化が進んでおりますので、減ってくるというふうに思います。でも、そういった中でも、私どもとしては、やはり財政調整基金の活用などを考えながら、また、被保険者の皆さんに元気になっていただく、病院にあまりかからない、必要な医療は受けていただかないといけないですけれども、元気な被保険者になっていただくというふうなことで保健事業にも力を入れていきたいというふうに考えております。ですから、次期特定期間につきましても、できるだけ負担が急激に大きくなるような取組を今後も考えながら事業を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上重久君）

18番、よろしいですか。

ほかにありませんか。

11番、淵瀬議員

○11番（淵瀬栄子君）

11番、淵瀬です。

議長、質疑に入ります前に確認したいことがあるんですけども、緑の定例会説明資料の47ページ、九州各県の令和4年・5年度の保険料率試算状況が示されておりますけれども、A県については所得割が「10.54」で「引上げ」と示されておりますけれども、これは、令和2年・3年度に比べれば、「10.77」が「10.54」になって「引下げ」ではないかと思imasるので、確認をしていただきたいことと、それからG県、これ「8.8」となっておりますけれども、これは「8.88」ではないか、この2点を質疑の前に確認をお願いしたいんですが。

○議長（井上重久君）

今の質問は、しばらくお待ちください。

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

資料47ページのA県とG県の部分についてでございます。

大変申し訳ございません、A県につきましては、議員、おっしゃるとおり、「10.77」が「10.54」ということで「引下げ」ということになりま

す。資料が誤っておりました。大変申し訳ございません。

G県につきましては、「8. 8 8」で、令和4・5年度の分は据置きというふうな形で間違いはございません。

以上でございます。

○議長（井上重久君）

11番、瀧瀬議員、分かりましたか。

11番、瀧瀬議員

○11番（瀧瀬栄子君）

G県は間違いありませんということでしたけど、G県は、令和2年度・3年度が「8. 8 8」、それで令和4年・5年も「8. 8 8」で据置きではないんでしょうか。

○事務局長（本多浩志君）

G県についての所得割率「8. 8 %」、これは「8. 8 8 %」が正式ですけども、令和2・3年度についても「8. 8 8 %」で間違いはございません。

以上でございます。

○11番（瀧瀬栄子君）

「8. 8 8」で間違いがないのであれば、47ページに示されているG県が「8. 8」と示されているのが間違いではないかということです。

○事務局長（本多浩志君）

大変申し訳ございません。ほかの県につきましては小数点2位まで記載してお

りますが、このG県だけ「8. 8」と記載しておりました。「8. 8」ではなく、「8. 88」が正解でございます。

大変申し訳ございません。

○議長（井上重久君）

今の説明でよろしくをお願いします。

11番、淵瀬議員

○11番（淵瀬栄子君）

それでは、九州各県の保険料率の試算状況を訂正していただいた上で、質疑をしたいと思います。

いわゆる保険料率を今回引き上げるわけですけれども、そのことによって、令和4年度は、令和3年度より市町が徴収する保険料、被保険者の方が負担する金額というのはどれぐらい増額するものか、お尋ねいたします。

○議長（井上重久君）

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

市町が徴収する保険料、徴収する額がどれだけ増えるかというご質問だと思います。

これは、後ほど議案審査をお願いいたします令和4年度の特別会計の当初予算の資料の中で、歳入の保険料等負担金というものがございます。これが、市町の皆さんが被保険者の皆さんから徴収していただいて、私ども広域連合のほうに納めていただく金額になりますが、保険料等負担金が10億1,699万2,00

0円の増ということになります。

以上でございます。

○11番（瀧瀬栄子君）

10億ほど負担が増えるということでありましたけれども、緑の説明資料の74ページ、市町から広域の後期の特会に財源の流れということで示されておりますけれども、保険料負担金、令和4年度、令和3年度と記述されてありまして、そこに差引き、7億1,729万4,000円と示されておりますので、この7億余りが、被保険者が負担する分が増額になるというふうに考えるのかなというふうに私は思っておりましたけれども、先ほどの答弁では10億ということだったんですが、どういう状況かを説明いただきたいということと、それから、2点目としまして、緑の説明資料の20ページ、総医療費には①の長瀬効果による医療費の変化率を、医療給付費には①と②の実効給付率の変化率も用いられているんですけれども、①と②は同率になっております。これは、長崎の広域の場合の利率なのか、それとも全国、他県でも同じ比率で計算されるものかについてお尋ねしたいと思います。

○総務課長（切間賢生君）

1点目のご質問にお答えいたします。

瀧瀬議員ご指摘の緑色の表紙、74ページ、緑色の表紙、74ページの①市町から後期特会のところの（2）保険料負担金7億1,700万が被保険者の方々が負担する増ではないかというご指摘でございますが、そのとおりでございます。先ほどの事務局長の説明で、実はこの下の（3）保険基盤安定負担金というのがございまして、こちらも市町のほうでは負担をさせていただいております。これは、低所得者にかかる軽減額の補填ということで市町のほうから、国と県から

の財源があるんですけれども、補填していただいた上で私ども後期高齢者医療広域連合のほうに負担していただいております関係で、市町から集めるお金としましては先ほどのご説明どおり、10億1,600万ということでございますが、被保険者が負担していただく増額としては7億1,700万というふうな整理になっております。

1点目のご説明は以上でございます。

○保険管理課長（三谷 浩君）

2点目の質問にお答えいたします。長瀬効果による率等①、②については、長崎県に示された数値ということで、他県とは数値は異なっております。

以上です。

○11番（淵瀬栄子君）

2点目について、長瀬効果というのは、1935年に示された算式で、その後修正されていると思いますが、この場合、この修正された長瀬で算定されているのかということと、それからこの実効給付率と同じ率というのはどういう状況なのかをちょっと私、理解できませんので説明いただきたいということと、それから3点目として、45ページに財政調整基金を10億ほど取り崩すというふうにあるわけですけれども、令和3年度末には、財政調整基金は100億円を超える残高が見込まれていると思います。私、8月に行われた議会のときに、令和2年度の実質的な剰余金が37億あるのでこれを活用して被保険者の負担が重くならないように、場合によっては引下げも検討してほしいということをお願いしておりましたけれども、そこら辺の検討も含めて説明いただければと思います。

○事務局長（本多浩志君）

まず、私のほうから3点目の基金のことについてお答えをしたいと思います。

議員がおっしゃるとおり、令和3年度末に財政調整基金の現在高は100億を超えるという見込みになっております。ただし、このうち、保険給付費、特別会計の中でも保険給付費に使える基金の残高というのが98億、これも100億近くの金額がございます。8月の議会、令和2年度決算審査のときに、確かに決算剰余金が純剰余で37億あり、それを被保険者の負担軽減に使ったらどうかというふうなご意見を頂きました。今回、私ども、先ほどご説明したとおり、35億の財政調整基金を負担軽減のために使おうというふうに考えております。37億の決算剰余金には若干少ない額にはなっておりますが、令和4年度・5年度、この2か年で35億を投入することで保険料率の負担を少しでも下げると、軽減するというふうなことで35億の投入を検討し、決めたところでございます。

基金についての説明は以上でございます。

2点目の長瀬効果による医療費変化率と実効給付率の変化率、この2つについてですけれども、これは、先ほど議員がおっしゃられたとおり、長瀬効果につきましては、以前、そのような効果があるということで、制度改正等があった場合には一時的に病院にかかる、医療を受けることが控えられるということが考えられるということで、このような長瀬効果というものが出てまいったところです。今回、2割負担の新設ということで、制度改正による医療費の変化が若干見込まれるのではないかと考えられ、①が国から示されたところです。先ほど、課長のほうから説明もありましたけれども、全国一律ではなく、それぞれの県ごとに決められ、示された数字でございます。

実効給付率の変化率という分は、自己負担1割の方が2割に増えるということで、実際にその給付率がこれまで私どもが9割負担していたものが8割に減るところもございます。実際の給付率が減る部分、これが実効給付率というところ

ころで、国のほうから示された令和4年、令和5年、両方につきまして、長崎県の場合は変わらないという数字が示されております。そこで私どもも、この示されたものを使いまして、今回の総医療費、医療給付費というものを試算したところでございます。

以上でございます。

○保険管理課長（三谷 浩君）

追加のご説明になりますけれども、長瀬効果の数値をどのようにして見込んだかということに関しまして、令和元年度の後期高齢者医療の医療制度に基づく事業報告、このデータをベースとして、2割負担を導入した場合の医療費の変化を各都道府県ごとにはじいてお示しいただいたという数値でございます。

○議長（井上重久君）

11番、3つの質問に対して見解ありましたが、よろしいですか。

ほか、ありませんか。

13番、山口議員

○13番（山口欽秀君）

1つは、年金生活の高齢者が介護保険、それから今回の保険料という形で、かなりの負担をどんどん強めている実態を把握していらっしゃると思うんですが、壱岐だと国民年金ですので、最低限度に近い形で農業・漁業に従事している。高齢者も七十、八十まで、漁師の方だと漁業をして、ちょっと小銭を稼ぐとか、そういう形での漁業に取り組むとか、そういう形での収入を、年金プラスの生活をしている方が多いわけですね。ところが、このコロナ禍の中でそういうことがうまくできない、それからおかつ、魚が捕れない、魚が安いというそういう経済

的な状況も含めて、やはり年収が落ちていると、そういう中でこれだけ介護保険なり、そういう医療保険が高くなっているということで、私がやったアンケートだと、やはり介護保険高いよと、保険料が高くて払えないと、そんなん言って、天引きされるわけですから、やむなく減少しているということですが、そのあたりの年金にかかる保険の負担割合みたいなものを把握してみえるのかということが、まず1つの点です。

それから、過去の医療保険の推移を見ると、平成20年、21年、22年、23年というふうに据え置いてあります。それから26、27、28、29と据え置いてあるというときもありますので、この点で据置きもありということで行くと、今の経済状況ですね、最初に連合長が言われた、コロナあり、今回10月からの負担増であり、年金が下がっている、それから物価はどんどん上がって、ガソリンだ何だかんだと上がっている、こういう状態の中で、やはり検討されたのか、ということですよ。でも、財政的にというようなことを言われましたけれども、国には予算要求されていますが、県独自で、やはりこの状況をどうするか、県民へのコロナ対策ではいろんな支援出ますけれども、この医療面での支援をしていかないと、本当に高齢者は、もうこれ以上、負担が増えると大変だという感じを受けているんですが、いかがでしょうか、これが2点、お願いします。

○保険管理課長（三谷 浩君）

今回、令和4年度・5年度保険料率を改定するに当たり、年金生活の方のシミュレーションをしたのかということをございました。その点でちょっと比較のほうをご説明したいと思います。

単身の方の場合になりますけれども、年金収入153万1,107円、こちらよりも以下の年収の方でご説明しますと、令和2年・3年度では、年間保険料について7割軽減が該当しますので1万4,100円、ご負担をお願いするように

なっております。今度、令和4年・5年度、保険料率引上げに関しては、年間1万4,800円ご負担をお願いすることで、700円程度増額ということとなります。

以上でございます。

○事務局長（本多浩志君）

2点目のご質問、県に対して支援といいますか、そういったことをしたらどうかというふうなご質問だと思います。

私どもも毎回、その保険料の改定の際におきましては、長崎県とも十分協議をさせていただいております。そういった中で、今回、私どもの保有している財政調整基金、これがトータルで100億近くの残高があるというふうなこともありまして、県と協議する中で、財政調整基金の活用を図り、被保険者の負担をできるだけ急激に上げないようにという協議をさせていただきました。

ただ、今後につきましては、この財政調整基金もどこまで減るのかというところは分かりません。ですから、令和6・7の年度の特定期間の保険料率算定に向けて、長崎県と十分協議を続けていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○13番（山口欽秀君）

県民の所得状況、それから生活状況ですね、この状態、コロナの蔓延の中で一層厳しい状態にあります。そういう状況を十分加味した、やはり施策が求められると思うんですね。そういう意味でもっと大きな取組で減額を求めたいというところでもあります。とりわけ、国、県がもっとしっかり支援するということが求められているとは思いますが、ぜひその点での広域連合のほうの努力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（井上重久君）

ほか、ありませんか。

なければ、これをもって「議案第3号」に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」に対する討論に入ります。

11番、瀧瀬議員

○11番（瀧瀬栄子君）

議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場から討論を行います。

この一部改正は、令和4年度及び5年度の保険料率について、均等割を現行の4万7,200円から4万9,400円に引き上げ、所得割を現行の8.98%から9.03%に引き上げるものとなっています。これによって、一人当たりの保険料は、現行5万9,040円から6万2,982円に3,942円も引き上がることとなります。令和4年度の保険料負担総額は、令和3年度より約7億円、被保険者にとって負担が多くなることとなります。

本広域連合の財政調整基金は、令和3年度に令和2年度の実質的剰余金など約38億円が積み立てられ、年度末残高として約100億円を超えています。これはこれまでに納め過ぎた保険料などであり、令和4年度に約10億円取り崩すとしていますが、あと7億円余り取り崩せば、保険料率を引き上げる必要はありません。

長崎県に置かれた保険料の上昇抑制に充てる財政安定化基金は約29億円もあるにもかかわらず、これを今回全く活用しないとしていますが、保険料上昇抑制

のために活用すべきと考えます。せめて据え置くべきであると思います。

質疑でもありましたけれども、今、高齢者は身近な物価がどんどん上がる中、年金は引き下げられ、コロナ禍の中で厳しい生活を送られております。そういう高齢者にとって、保険料率を引き上げるとすることはすべきでないと考えますし、せめて据え置くための財源は本広域連合にはあると判断いたします。よって、保険料率を引き上げる条例の一部改正には反対をいたします。

賛同をいただこう、よろしく願いいたします。

○議長（井上重久君）

ほか、ありませんか。

25番、山崎議員

○25番（山崎 猛君）

議案第3号「長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、賛成の立場から意見を申し上げます。

高齢化社会が進展する中、社会保障制度の安定化を図るため、昨年6月に「健康保険法等の一部を改正する法律」が公布されました。

この中で、後期高齢者の医療費窓口2割負担の導入が決まりましたが、これは負担能力のある方に可能な範囲で負担してもらうことにより、若い世代の負担を少しでも減らし、全ての世代が安心して支え合う持続可能な社会保障制度を構築し、次の世代へと引き継いでいくという観点から制度改正が行われたものと理解しています

長崎県の後期高齢者の一人当たりの医療費は、全国的にも高い水準が続いており、今年から、いわゆる団塊の世代の加入が始まることで、今後、医療費は増大することが見込まれていることから、次期保険料については一定程度の引上げは

やむを得ないと考えるところです。

しかしながら、保険料の上昇は被保険者の生活に多大な影響を及ぼすことから、今後も国に対して財政支援の働きかけを強化していただき、急激な保険料上昇の抑制に取り組んでいただくことを要望し、賛成討論といたします。

○議長（井上重久君）

ほか、ありませんか。

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第3号」を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

【起立多数】

○議長（井上重久君）

起立多数であります。

よって「議案第3号」は原案のとおり可決されました。

次に、日程9「議案第4号及び議案第5号」を一括議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました議案第4号「令和3年度 長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第5号「令和3年度 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、一括してご説明いたします。

まず、議案第4号 一般会計補正予算（第1号）でございますが、白い表紙の

定例会議案、15ページをご覧いただきたいと思います。

一般会計補正予算（第1号）は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ1,873万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億4,771万円とするものでございます。

なお、各費目につきましては16ページ及び17ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に、議案第5号 特別会計補正予算（第1号）でございますが、31ページをご覧いただきたいと思います。

特別会計補正予算（第1号）は、第1条に記載のとおり、歳入歳出それぞれ93億7,825万円を追加し、歳入歳出予算総額を2,358億7,988万5,000円とするものでございます。

なお、各費目につきましては、32ページ及び33ページの「第1表 歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

補正予算の主な内容につきまして、緑色の表紙の定例会説明資料によりご説明いたします。

定例会説明資料の50ページ及び51ページが一般会計補正予算の見積総括表、52ページから54ページが特別会計補正予算の見積総括表でございます。

56ページ及び57ページをご覧いただきたいと思います。

この56ページ及び57ページに今回の補正予算の主な内容を「2 補正予算概要図」として記載しておりますので、これによりご説明いたします。

56ページ及び57ページ、見開きに記載しておりますが、上段が一般会計、下段が特別会計でございます。

まず、上段、一般会計でございますが、資料左側の歳入において、令和2年度の決算剰余金を7款繰越金として1,873万7,000円受け入れます。

その横、歳出の枠の右側において、2款総務費 一般管理費における派遣職員

人件費負担金等の不用見込額 800 万円を減額し、その財源分と繰越金を合わせた 2, 673 万 7, 000 円を歳出の枠の左側、2 款総務費 財政調整基金費において、基金へ積立てを行おうとするものでございます。

次に、特別会計でございます。下段の図をご覧くださいと思います。

56 ページの【歳入】と記載した枠囲みの中の大きな枠の一番上、8 款繰越金として、令和 2 年度決算剰余金 119 億 9, 121 万 7, 000 円を計上しております。このうち【純剰余額】37 億 2, 519 万 3, 000 円につきましては、57 ページに矢印が伸びておりますが、【歳出】の基金積立金の財源となります。

【歳入】の 8 款繰越金の枠に戻っていただきまして、【純剰余額】の下、【要精算額】82 億 6, 602 万 4, 000 円につきましては、市町、国・県、支払基金への精算返還の財源といたします。

【要精算額】のうち、市町への精算 4 億 7, 853 万 3, 000 円、一番下の支払基金への精算 21 億 4, 243 万 4, 000 円につきましては、左側の枠に記載しております 1 款市町支出金及び 4 款支払基金交付金の令和 3 年度中に受け入れる金額との間で相殺処理を行います。

国への精算 53 億 3, 812 万 1, 000 円及び県への精算 3 億 693 万 6, 000 円につきましては、57 ページに矢印が伸びておりますが、【歳出】8 款諸支出金 56 億 4, 505 万 7, 000 円の財源となり、国及び県に対する返還を行います。

57 ページ【歳出】の右側の枠、1 款総務費における不用見込額 1, 727 万円を減額し、その財源分を矢印のとおり、6 款基金積立金において、先ほどご説明した令和 2 年度決算剰余金のうち、【純剰余額】37 億 2, 519 万 3, 000 円と合わせた 37 億 4, 246 万 3, 000 円を財政調整基金に積立てを行おうとするものでございます。

58ページをご覧いただきたいと思います。

こちらは、歳出予算の増加に伴い、その対応財源である歳入の増加を記載しております。

右側の【歳出】4款特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、昨年10月に送付されました拠出金額決定通知に基づき、不足見込額800万円を増額し、その財源として、左側の【歳入】5款特別高額医療費共同事業交付金を同額、増額するものでございます。

59ページには療養給付費負担金について、今回の補正予算後の市町ごとの一覧表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

議案第4号及び議案第5号の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（井上重久君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

なお、質疑の際は、質疑箇所のページのお示しをお願いいたします。

何かありませんか。

11番、淵瀬議員

○11番（淵瀬栄子君）

41ページの繰越金のところに②として、要精算額が示されております。先ほどの説明の中に入っていたのかもしれませんが、国の療養給付費負担金等の剰余、県の療養給付費負担金の剰余は、次のページの43ページにそれぞれ、国・県に返還分として同額が計上されておりますので、このところで理解できるわけなんですけれども、41ページに同様に示されております市町の療養給付費負担金の剰余というのは、歳出の場合、どこに当たるのかについて確認させてい

ただきたいと思います。

○総務課長（切間賢生君）

白色の表紙、41ページについてのご質問でございました。

こちらの白色の議案書のほうが分かりにくくて申し訳ございません。緑色の説明資料56ページの図でご説明したいと思います。

先ほどお話しいただきました、国への療養給付費負担金の剰余と県への剰余の金額が載っているんですけども、その左側、1款市町負担金 療養給付費負担金4億7,853万3,000円とあります。ここで当年度分の相殺という形で精算させていただくというものでございますので、その分、歳入の市町負担金を減らすというふうな形になってまいります。同様に、4款支払基金交付金も21億4,243万4,000円についても当年度分の負担金を減らすという形になってまいります。そうしますと、白色の表紙の41ページでは、上のほうにあります1款の市町支出金、それから4款の支払基金交付金の減額がそこに当たるという整理でございます。少しややこしいやり方なんですけれども、後期高齢者医療では毎年こうして、2か年で精算をさせていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（井上重久君）

11番、よろしいですか。

ほか、ございませんか。

なければ、「議案第4号及び議案第5号」に対する質疑を終結いたします。

これより議案ごとに順次、討論・採決を行います。

まず、議案第4号「令和3年度 長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正

予算（第1号）」に対する討論に入ります。

【「なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

なければこれをもって、討論を終結し、採決をいたします。

「議案第4号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

よって「議案第4号」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「令和3年度 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」に対する討論に入ります。

【「なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

なければこれをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第5号」を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

よって「議案第5号」は原案のとおり可決されました。

次に日程10「議案第6号及び議案第7号」を一括議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

事務局長

○事務局長（本多浩志君）

ただいま上程されました議案第6号「令和4年度 長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第7号「令和4年度 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、一括してご説明いたします。

まず、議案第6号 一般会計予算についてご説明いたします。白い表紙、定例会議案の47ページをご覧くださいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、2億2,656万2,000円とするものでございます。各款及び項ごとの金額につきましては、48ページ及び49ページの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

歳入歳出予算の詳細につきまして、緑色の表紙、定例会説明資料によりご説明いたします。

説明資料の62ページ及び63ページをご覧くださいと思います。

62ページに歳入歳出それぞれの款ごとの金額を表にして記載しておりますが、この表の一番下の行、歳入合計及び歳出合計は、先ほど申し上げたとおり、それぞれ2億2,656万2,000円でございます。

この表を円グラフにしたものを63ページに記載しており、上段が歳入、下段が歳出でございます。上段の歳入につきましては、市町からの分担金及び負担金

が歳入総額の約88%を占めており、下段の歳出につきましては、職員給与費等を含む総務費が歳出総額の約98%を占めております。

それでは、歳入歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

64ページ及び65ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入でございます。上段の1款1項1目市町負担金1億9,981万4,000円でございますが、これは、広域連合事務局に係る人件費、事務費等に対する市町からの共通経費負担金でございます。

次に、中ほどの6款2項1目財政調整基金繰入金2,673万7,000円でございます。これは、先ほどご審議いただきました議案第4号 令和3年度一般会計補正予算により積立てを行う令和2年度決算剰余金の事務費相当を取り崩すものでございます。

64ページの一番下、歳入総額は2億2,656万2,000円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載のとおり、令和3年度と比較して241万1,000円の減となっております。

次に、歳出でございます。

66ページ及び67ページをご覧いただきたいと思います。

まず、1款議会費310万円でございますが、これは、議会定例会等の開催に係る経費でございます。

次に、2款総務費2億2,121万5,000円でございます。

主なものとしましては、1項1目一般管理費は、広域連合が直接支給する時間外勤務手当などの職員手当等、広域連合が負担する人件費負担金、事務室借上げや事務機器等に係る経費などがございます。この一般管理費において、広域連合への派遣職員の年齢構成等が変わったことによる人件費負担金の減や事務機器借上料において、事務用パソコン借上げに係る長期継続契約期間の満了に伴い、機器の買上げを行い使用することによる借上料の減などにより、223万7,000

0円の減となっております。

68ページ及び69ページをご覧いただきたいと思います。

ただいまご説明しております総務費においては、一般管理費のほかに運営委員会費などを計上しており、また、総務費のほかに選挙管理委員会費、監査委員会費など、それぞれの事務等に係る経費を一般会計で計上しております。

68ページの一番下、歳出総額は、歳入総額と同額の2億2,656万2,000円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載のとおり、令和3年度と比較して、241万1,000円の減となっております。

以上が、令和4年度一般会計予算でございます。

引き続き、議案第7号 特別会計予算についてご説明いたします。

申し訳ございません、白い表紙の定例会議案、73ページをご覧いただきたいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,286億5,048万2,000円とするものでございます。また、第2条に記載のとおり、一時借入金の限度額は50億円といたしております。各款及び項ごとの金額につきましては、74ページ及び75ページの「第1表 歳入歳出予算」に記載のとおりでございます。

歳入歳出予算の詳細につきまして、緑色の表紙、定例会説明資料によりご説明いたします。

緑色の表紙、説明資料の72ページ及び73ページをご覧ください。

72ページに歳入歳出それぞれの款ごとの金額を表にして記載しております。この表の一番下の行、歳入合計及び歳出合計は、先ほど申し上げたとおり、それぞれ2,286億5,048万2,000円でございます。

この表を円グラフにしたものを73ページに記載しており、上段が歳入、下段が歳出でございます。

上段の歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、そして現役世代からの負担金である支払基金交付金、この3つを合わせますと、歳入全体の約83%であり、各市町からの負担金である市町支出金は約16%でございます。

なお、被保険者の皆様から納めていただく保険料負担金は、制度の趣旨から申し上げますと約10%となりますが、保険料軽減等に係る国からの補填等がございますので、実質的には約6%となっております。

下段の歳出につきましては、保険給付費が歳出全体の約99%を占めております。

74ページには、国庫や県費などの歳入の流れをまとめた表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、歳入歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

まず、歳入でございますが、76ページ及び77ページをご覧くださいと思います。

1款市町支出金1項1目事務費負担金3億7,570万1,000円でございますが、これは保険給付に係る事務費について、各市町に負担いただくものでございます。

2目保険料等負担金188億3,028万5,000円でございますが、前年度に比べ10億1,699万2,000円の増となっております。これは、「第3号議案」でご審議いただいた保険料率の改定や被保険者数の増に伴うものでございます。

3目療養給付費負担金182億449万円でございますが、これは保険給付費に係る市町の定率負担分でございます。負担割合は対象額の12分の1でございます。被保険者数の増に伴う保険給付費見込みの増により、1億3,624万1,000円の増となっております。

次に、78ページ及び79ページをご覧くださいと思います。

2款国庫支出金1項1目療養給付費負担金546億1,346万8,000円で、これは保険給付費に係る国の定率負担分で、負担割合は対象額の12分の3でございます。こちらも被保険者数の増に伴う保険給付費見込みの増に伴い、4億872万2,000円の増となっております。

2目高額医療費負担金10億3,199万6,000円でございますが、レセプト1件当たり80万円を超える医療費について、この超える額のうち、保険料等で賄うべき部分の4分の1を国が負担するものでございます。

2項1目調整交付金240億4,246万9,000円でございますが、これは広域連合間における財政の不均衡を是正することを目的として交付されるものであり、79ページの説明欄の表に記載のとおり、普通調整交付金176億8,639万5,000円、特別調整交付金63億5,607万4,000円でございます。

次に、80ページ及び81ページをご覧くださいと思います。

3款県支出金1項1目療養給付費負担金182億449万円でございますが、これは保険給付費に係る県の定率負担分で、負担割合は市町と同じく12分の1であり、被保険者数の増に伴う保険給付費見込みの増により1億3,624万1,000円の増となっております。

2目高額医療費負担金は、国と同額の10億3,199万6,000円でございます。

4款支払基金交付金1項1目後期高齢者交付金897億9,723万1,000円でございますが、これは、国民健康保険や協会けんぽ等、現役世代が加入している医療保険者が負担するものであり、国から示されました高齢者の保険料負担率が11.41%から11.72%に見直されたことにより、2,231万4,000円の減となっております。

82ページ及び83ページをご覧ください。

5 款特別高額医療費共同事業交付金 1 億 1, 3 1 9 万 7, 0 0 0 円でございます。これは、広域連合の財政リスク緩和のため、国保中央会の共同事業により交付されるものでございます。

7 款繰入金 2 項 1 目財政調整基金繰入金 1 0 億 4, 0 5 2 万 8, 0 0 0 円でございます。これは、先ほどご審議いただきました議案第 5 号「令和 3 年度特別会計補正予算」により積み立てを行う令和 2 年度決算剰余金の事務費相当を取り崩すもの、及び議案第 3 号「医療に関する条例の一部を改正する条例」の審議における説明の際、保険料率の見直しにおける負担上昇を抑える財源として、財政調整基金を 2 年度間で 3 5 億円取り崩すとご説明させていただきましたが、そのうち令和 4 年度に取り崩す 1 0 億円でございます。

8 款繰越金については、令和 3 年度の決算剰余金の見込額を計上しております。

1 0 款諸収入 3 項 4 目第三者納付金 2 億 1, 8 7 8 万 9, 0 0 0 円でございますが、これは、交通事故など第三者の行為により医療給付を行った場合の第三者に対する賠償請求に伴う納付金でございます。

8 2 ページの一番下、歳入総額は 2, 2 8 6 億 5, 0 4 8 万 2, 0 0 0 円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載のとおり、令和 3 年度と比較して 2 1 億 4, 8 8 4 万 7, 0 0 0 円の増となっております。

次に、8 4 ページ及び 8 5 ページをご覧いただきたいと思います。

歳出についてご説明いたします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費 3 億 2, 6 9 4 万 7, 0 0 0 円でございますが、これは、共同電算処理手数料や画像レセプト管理システム手数料などの医療給付業務、被保険者資格管理業務、標準システム運用等に係る経費などでございます。前年度と比較し、6, 4 3 9 万 6, 0 0 0 円の増となっておりますが、これは、被保険者数の増に伴い手数料等が増となったもの、併せて本年 1 0 月から

施行される窓口2割負担の新設等制度改正に伴う周知に係る経費などの臨時的経費の増でございます。

86ページ及び87ページをご覧くださいと思います。

2項医療費適正化事業費1億7,937万6,000円でございます。

この内訳は、1目レセプト点検事業費が4,040万4,000円、2目訪問指導事業費が1,060万3,000円、3目普及啓発事業費が4,006万1,000円、4目懇話会費が49万3,000円でございます。

88ページ及び89ページをご覧くださいと思います。

上段、5目医療費通知事業費7,258万4,000円、6目第三者行為求償事業費1,523万1,000円までが医療費適正化事業費でございます

次に、2款保険給付費2,264億7,841万6,000円でございます。令和3年度と比較し、16億9,373万9,000円の増となっております。主な内訳としまして、1項1目療養給付費2,164億7,669万8,000円で、令和3年度と比較し16億8,682万8,000円の増となっております。

令和2年度及び3年度の保険給付費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、全体として減少傾向であります。令和3年度の後半から新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和元年度の水準に少しではありますが近づいてきたこともあり、令和元年度までの実績を基に一人当たり給付費を推計し、増額を見込んでおります。

90ページ及び91ページをご覧くださいと思います。

2款保険給付費2項1目高額療養費は80億7,361万7,000円、3項1目葬祭費は2億7,000万円でございます。

92ページ及び93ページをご覧くださいと思います。

4款1項1目特別高額医療費共同事業拠出金1億1,319万7,000円で

ございますが、内容は説明欄に記載のとおりであり、歳入でご説明した5款特別高額医療費共同事業交付金と同額でございます。

次に、5款保健事業費1項1目健康診査費4億4,836万4,000円で、前年度と比較し6,260万8,000円の増でございます。これは、各市町への健康診査業務委託料などであり、被保険者数の増及びコロナ禍の影響などもあり、医療機関で受診する個別健診の受診者数が増となったことによるものでございます。

94ページ及び95ページをご覧くださいと思います。

2目その他健康保持増進費5億5,076万2,000円でございます。

その他健康保持増進費において取り組んでおります事業は、95ページの説明欄及び97ページの説明欄に記載のとおりでございますが、97ページの説明欄をご覧くださいと思います。97ページの説明欄に記載しております「9高齢者の特性を踏まえた地域保健事業」4億1,129万7,000円につきましては、令和2年度から実施している事業であり、令和3年度の実施市町である17市町に、令和4年度は1つの町が新たに取組予定であることから、18市町が実施予定でございます。

6款基金積立金1項1目財政調整基金積立金3,400万円でございますが、これは2年後に予定しております次期標準システム機器更改のための積立金でございます。

98ページ及び99ページをご覧くださいと思います。

9款予備費は4億9,088万6,000円であり、98ページの一番下、歳出総額は歳入総額と同額の2,286億5,048万2,000円で、この行の一番右側、差引きの欄に記載しているとおり、令和3年度と比較し21億4,884万7,000円の増となっております。

以上が、令和4年度特別会計予算でございます。

なお、100ページから110ページまで、参考資料を掲載しております。

100ページから105ページには一般会計及び特別会計の事務費負担金を、106ページ及び107ページには保険料等負担金を、108ページ及び109ページには療養給付費負担金について、それぞれ市町別の一覧表を記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

また、110ページには、本広域連合の財政調整基金の推移見込みを記載しておりますので、併せてご参照いただきたいと思います。

長くなりましたが、議案第6号及び議案第7号の説明は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（井上重久君）

それでは、議案に対する質疑を行います。

質疑の際は、質問箇所のパージをお示しし、発言をお願いいたします。

何か、ございませんか。

8番、相浦議員

○18番（相浦喜代子君）

議案第7号のほうで、説明資料の79ページ、歳入の部分でございます。

私も被爆二世ではありますが、なかなかこの被爆者と、それから被爆体験者で調整交付金の部分が違って来るわけです。今後、広島のカリ等もありまして、長崎でも被爆体験者の方が被爆者と認められることによって、また数字も変わってくるのかと思うんですが、一つは、この問題について後期高齢者医療にも大きく関わってくるころではあるんですが、国の担当課等とお話が何かしらできているのかどうか、あと、被爆二世、三世が今後年を取っていく。私は57歳です。まだ、75歳までは大分時間がかかるわけですが、こういった被爆二世、三世が

今後、この後期高齢医療制度に対しても関わってくるのではないかと思います。そのあたりについて国との協議等が何かしら行われているのかについて、まずお尋ねいたします。

○事務局長（本多浩志君）

歳入の調整交付金について、被爆者や被爆体験者に係る特別調整交付金の今後の在り方を含め、国と私ども広域連合が直接お話をしているかというふうなご質問かと思えます。

この調整交付金、被爆者や被爆体験者に係る分につきましては、直接私ども広域連合が国のほうと直接お話をしているという経過はございません。ただ、体験者や被爆者に係る調整交付金も含めて、国の補助といった財源を拡充して欲しいという要望は、先ほども申し上げましたけれども国に対して行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（井上重久君）

18番、相浦議員、よろしいですか。

○18番（相浦喜代子君）

そちら、拡充はとにかくお願いしていただきたいところですが、今後、その被爆二世、三世という問題もございますので、そちらのほうも国がどう支援をしていくかということにも関わってくる。ただ、私ども地方、特に広島県、長崎県においては大きな一つの、対応しなければいけない問題ではあるかと思っておりますので、今後とも市、町、県、一緒になって取り組んでいただきたいと思います。

次に、先ほどご説明があった特別会計のその他の保健事業ですね、説明資料の97ページです。

やはり、歳出を抑えていくということは、健康な高齢者の方を増やしていくということにもなります。そういった意味では、この9番の高齢者の特性を踏まえた地域保健事業というのは大変大事な事業になってくると思います。21市町のうち18市町が令和4年度では事業をします。ということは、多分諫早市は、この3市町のほうに入るのかと思うのですが、そことの関係をどうやっていくのかということも課題ではないかと思っております。ですので、その取組について。

それから、この保険料が上がっていくということも踏まえて、前回、勉強会の中で出前説明ではないですけど、市町に出向いて行って、今回の保険料の引上げですとか、窓口負担の引上げ等もご説明されているということでした。令和4年度では、どのような形でこの出前をされる予定なのか、お尋ねします。

私からは、これで終わります。

○事業課長（山下利久君）

相浦議員のご質問にお答えいたします。

まず私からは、1点目の高齢者の特性を踏まえた地域保健事業の未実施地域への取組ということでお答えいたします。

まず、私ども広域連合としましては、未実施の地域に対しましては、実施に対して働きかけを行っている状況でございます。

その働きかけの方法につきましては、現在、コロナ禍の状況でございますが、逆に利点としましては、すぐにでも接触できるということでインターネット会議を利用しまして働きかけを行っているという状況でございます。

その働きかけについてでございますが、この一体的実施につきましては、国の交付金が主な財源でございます。まず、市町の担当者に対しまして、この交付金

制度がどのようなものか、人件費もしくは事業費にどのように充当できるのか、そういうことに対する理解を深めていただくというのを主な働きかけの内容としております。

もう一点、マンパワーにつきましては、やはりこれは市町の都合もございますので、こちらとしましては、未実施の地域に対してお任せしているというふうな状況でございます。

いずれにしても、早期に全地域、実施ができるように広域連合として頑張っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○総務課長（切間賢生君）

2点目の出前講座についてのお尋ねでございました。

私どもで出前講座実施要綱をつくりまして、平成20年の創設時から、各市町の皆様を通じて、参加人数はおおむね20名以上という形の集会で私どものほうで説明させていただいているというところでございます。

今年度につきましては、コロナ禍の関係で開催回数が非常に少なくございましたが、何回かさせていただいた中で、やはり法改正、2割負担ってどうなるのというふうなご質問が多かったことから、そういったところに特化したご説明をさせていただいたところでございます。

議員ご指摘のように来年度、令和4年度につきましては、保険料率もまた上がるというふうなことになるかと思っておりますので、そういったところを踏まえながら、また、法改正の内容も踏まえながらのご説明をさせていただこうと考えております。

以上です。

○議長（井上重久君）

18番、よろしいですか。

13番、山口議員

○13番（山口欽秀君）

定例会議案の99ページのところで、その他の健康保持増進費というところに当たるかと思いますが、保険料の引上げのところでも言われましたが、団塊世代の増加、そのために医療費が増えているということでもあります。やはり医療費を増やさないためには、健康で健やかにということに尽きると思うんです。長崎県の場合、秋に行われた意見交換会でも全国で上位に医療費がかかっているということで、今後も高齢化が進み、とりわけ団塊の世代が増えれば、一層ということですので、そういうときになって、新たに幾つかの健康増進の施策があるわけですが、特に今後重視するというような点があるのか。とりわけ、これだけ団塊の世代が増えるというところの出発点で、やはり十分な対策が必要ではないかなというふうに思うわけです。

長崎県の場合、健康寿命も全国平均より低い、それから生活習慣病の原因での発症も多いと、いろいろ原因については言われておりますが、それに対応する有効な手だてがあるのかと、どういう考えなのか、そこをお聞かせください。

○事業課長（山下利久君）

ご質問にお答えいたします。

資料の99ページに各種保健事業、広域連合が取り組んでおります保健事業が列記してございますが、現在、広域連合が策定しております第2期データヘルス計画、これは平成30年度から令和5年度までの計画であり、これに基づき、このような保健事業に取り組んでいる状況でございます。令和5年度までの計画と

ということで、次期データヘルス計画につきましても、作業的には令和4年度あたりから次期計画について動き始めなければいけないと考えております。

その中で広域連合としましては、やはり、9番の高齢者の特性を踏まえた地域保健事業、この一体的実施が事業の中核と見ております。それぞれの市町が被保険者の特性を見ましたきめ細やかな保健事業に取り組んでいくというのが一番保健事業としては理想でございますので、この一体的実施についてを保健事業の中核として私どもは認識しております。

以上でございます。

○13番（山口欽秀君）

9番のことを言われましたが、この9項目について、やはり細かく地域にあった取組みが必要かなと思うんですね。私の自分自身の介護の経験とか、地域を回って、高齢者の生活を見て思うことは、とりわけ夫婦で生活しているときは、食事はちゃんと取れているんですよ。ところが、女性が、妻が亡くなられた場合、男性一人になったときに、本当に食生活が乱れるんですよ。そして急激に体力が落ちて、病気になるというような傾向を私は強く感じて、そういう意味では、高齢者がとりわけ90過ぎても、やはり食事の支援が三食きちんと取れるような体制を行政が支援することが必要じゃないかなというふうに、強く思うわけです。その点で、強弱をつけてやるとしたら、やはり地方自治体の役割でこの食事支援とフレイル支援事業というのをやはり厚くしたらどうかなという提案でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（井上重久君）

ほかありませんか。

## 11番、湊瀬議員

○11番（湊瀬栄子君）

定例会説明資料の79ページのところになります。

先ほど、同僚議員も質疑されましたけれども、国庫の補助金の関係で、被爆体験、それと被爆者に対しての交付額、これが減っていることが保険料を引き上げる要因にもなっているということで今回も示されておりますので、これが前回と比べてどれぐらい減額になっているのか。

それと、8月議会で聞きましたら、令和19年には、この部分がなくなるのではなかろうかということが試算というか、想定されているということだったので、先ほどの同僚議員が言われたように、やはりこれは後期高齢者医療広域連合としても、国のほうに要望として上げるということがさらに必要ではないかと思っておりますので、その点をお尋ねしたいというふうに思います。

それから2点目が、77ページの保険料負担金の説明の欄に、⑦滞納繰越分の収納見込額というのが示されているんですけども、一番新しいデータとしてこの滞納総額がどれぐらいあるのか、滞納件数は何件なのか、それに伴って短期保険証の発行件数、それから差押えというのがなされているのか否かということについてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから91ページの葬祭費、単価2万円ということで予算立てがされておりますけれども、実は、広域連合副連合長を務めていただいております西海市長の英断によりまして、西海市の場合は、新型コロナウイルス感染によって亡くなられた場合、その葬祭にかかる費用が四十数万かかるという実態が明らかとなりまして、この負担が大変だろうということで、市独自で10万円助成をするということで、市長の英断でそういう条例を制定したわけなんですけれども、予算計上で単価2万円ということは、例年どおりだということではあるかと思うんです

が、編成する過程において、副連合長のほうからその旨の紹介があつて、協議と  
いうのがあったのか否か、そこをちょっとお尋ねをしときたいと思います。

○総務課長（切間賢生君）

まず第1点目のご質問、定例会説明資料の79ページ、国庫補助の調整交付  
金、そのうち②特別調整交付金で、原爆に関するものと、それから被爆体験に関  
するものがどれぐらい減っているのだろうかというふうなご質問でございまし  
た。

対前年度比で申しますと、約2億円減っております。原爆医療費が2億1,2  
00万円分の給付が減っております。逆に、被爆体験のほうは2,000万、若  
干ですけれども増えているというふうな状況でございます。これはやはり、75  
歳に到達される方が後期高齢者医療の被保険者となりますが、もう皆さん入っ  
てらっしゃいますので、自然と対象となられる被保険者の方の数が減っているとい  
うことから、対象となる医療費が減っているというふうなことによるものでござ  
います。

費用につきましては以上でございます。

○事務局長（本多浩志君）

3点目の葬祭費の件でございます。

確かに議員がおっしゃられたとおり、西海市においては独自でそういった制度  
を設けられたというお話はお伺いしております。ただし、私どもと、そういった  
事前に予算編成の過程で協議をしたという経過はございません。この分についま  
しては、私どもとしましては制度上ある葬祭費というものを支給させていただい  
て、それぞれ市町ごとに状況も異なると思いますので、その部分につきましては  
市町ごとでの判断というふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副広域連合長（杉澤泰彦君）

今、瀏瀬議員が言われたように、そういう実態があるんですということはお伝えいたしました。ただ、それぞれのやはり市町の状況で、その町に葬祭場があるというところと、また、病院から搬送する場合に同じ市内で搬送できるところもあるし、西海市みたいにコロナ感染で亡くなった方が、西海市内の病院で亡くなるということとはほぼないということで、長崎市だったり、佐世保市だったりということで、最高四十何万円ですかね、かかるという実態があるということを広域連合のほうにはお伝えしたということです。ただ、それぞれの市町での状況が違うものですから、西海市では独自に10万の給付ということをさせていただいたというようなことでございます。

○議長（井上重久君）

もう一点です。

総務課長

○総務課長（切間賢生君）

2点目、滞納関係のご質問でございました。

ちょっと古い資料で、令和2年度末現在なんですけれども、滞納の被保険者数が2,109名いらっしゃいました。短期証の交付は、このときは405名の方でございました。広域連合では、短期証は発行させていただいているんですけれども、国民健康保険のように資格者証の発行はしていないというところがございます。

以上でございます。

○11番（瀧瀬栄子君）

ご答弁いただきましたけれど、差押えの件数があるのかないのかの答弁いただいてなかったの、それをお願いしたいと思います。

それから葬祭費については、副連合長から答弁がありましたように、市町の状況によって違いがあろうかと思えますけれども、新型コロナウイルス感染症によって亡くなられた場合に、葬祭、葬儀費用に四十数万円かかるというのがあります。今、第6波で感染が広がっておりますけれども、重症化して亡くられるのは80代、90代の高齢者の方の件数が多ございます。そういう意味では、西海市の独自の策ではありますけれども、後期高齢者広域連合でも協議に値する対策、政策でないかと思えますので、そのところをお願いしたいというふうに思えます。

それから78ページ、79ページのところの国庫補助金が減額になっているわけなんですけれども、先ほどご紹介いただきました国に対しての要望書の中でも財政の関係として、国の財政支援を拡充してほしいという要望は上げているわけなんですけれども、実際には減額になっている部分があるということ。それから窓口の医療負担が2割上げられることによって、高齢者の負担が上がりますですね。世代的に、じゃあ若い人がどれくらい減になるのか、国の財政負担、それから広域連合の負担というのがどうなるのかということで、このあたりの予算立てのときの状況を説明いただければと思います。

○事務局長（本多浩志君）

国に対しましては、これまでもそうですけれども、今後とも支援といいますか、補助、そういったものの拡充については要望していきたいというふうに考えております。

それと、先ほど言われた差押えの分と併せまして、先ほどご質問いただいた分

につきまして、ちょっと資料等を確認させていただきたいと思います。

○議長（井上重久君）

後ほど、調べて報告をするということで、11番、瀧瀬議員、よろしいですか。

○11番（瀧瀬栄子君）

滞納状況については、資料を確認して後をもってということをお願いをしたいと思いますが、いわゆる令和4年度の予算編成をするに当たっての、国、県、広域連合の状況をお願いします。

○総務課長（切間賢生君）

今、国、県、それから若い世代の方の負担がどうなったのかというご質問だと思います。

定例会説明資料の81ページをお開きいただきたいと思います。ここが、支払基金交付金、後期高齢者交付金といたしまして、現役世代の方が負担していただいた後期高齢者支援金を財源として、私どものほうに交付していただいているものでございます。この説明のところに、保険料負担100分の11.72と書かせていただいております。これがいわゆる高齢者負担率というところでございます。平成20年は100分の10でございましたが、だんだんと高齢者の負担が増えて、11.72となっているというところでございます。ここも踏まえて国のほうで計算されて、そこで若い方の世代の負担が少なくなっているというふうなものでございますので、今年の予算に関しましては、令和4年度は3年度と比較すると、2,231万4,000円減っている。後期高齢者の被保険者の方が増加するんですけども、支援金としては減っているというふうなところが反

映されているかと思えます。

あと、国や県につきましては、それぞれ国庫補助のところで計算されておりました、一定は減っているんですけども、ここまでの減少幅は見られない、ありませんので、被保険者の数が増えており増加しているという形でございます。

以上です。

○保険管理課長（三谷 浩君）

滞納者の差押えの件数について、お答えいたします。

令和2年度の実績でございます。令和2年度差押え件数総数496件でございます。

以上でございます。

○議長（井上重久君）

11番、瀧瀬議員、答弁漏れはありますか。

○11番（瀧瀬栄子君）

そうしますと、ご答弁いただきました、若い世代の負担が2,231万円減って、先ほど被保険者の負担が7億円増えるということだったと思うんですが、被保険者は一人当たり4,000円近く上がるわけですが、若い世代、これ2,231万円を割りますと、一人当たりどれくらい下がるんですかね。

○事務局長（本多浩志君）

この支払基金交付金について、予算上、2,200万近くの減となっております。これが一人当たりどれくらいになるかというご質問かと思えます。その一人当たりというのが、結局私どもは後期高齢者医療広域連合ということで、後期高

齢者医療制度の被保険者の数というものは把握しておりますが、この現役世代の負担となりますと、国民健康保険、協会けんぽ、共済組合、そういったものが全て入ってきます。その部分で一人当たりどれぐらい減になるかという分については、申し訳ございませんが把握してないところです。

以上でございます。

○議長（井上重久君）

時間も大分差し迫ってきております。ほか、皆さんのほうから質疑なければ、「議案第6号及び第7号」に対する質疑を終結したいというふうに思います。

これより議案ごとに順次、討論・採決を行います。

まず、議案第6号「令和4年度 長崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」に対する討論に入ります。

【「なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

なければこれをもちまして討論を終結し、採決をいたします。

「議案第6号」を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

よって「議案第6号」は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「令和4年度 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医

療特別会計予算」に対する討論に入ります。

13番、山口議員

○13番（山口欽秀君）

「令和4年度 長崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」に対する反対討論を行います。

コロナの感染拡大が第6波として広がっております。長崎県はまん延防止を延長いたしました。壱岐市でもこれまで以上に感染者が毎日のように出て、不安が広がっている自体であります。壱岐の産業、観光、漁業、農業に影響が広がり、飲食業、酒屋さん等にも影響がどんどん広がっている状況で、島民の生活は大変であります。コロナの影響が広がる中で、高齢者の外出控え、家にじっとしている、友人とも話ができないなど、深刻な高齢者の生活があります。高齢者の独居世代も増え、生活の貧困も増えて、体を崩すという姿が見られています。

このような中で持病がある高齢者の老人が病院に行くことを控える受診控えが起きている。これはコロナ感染だけではありません。高齢者自身が年金生活に入り、低い年金生活の中で、貧困が広がり、医療負担を感じているところがあると考えます。

今年も公的年金が0.4%引き下げられました。その上に食品、ガソリン、灯油等の値上げが続いております。高齢者の生活を直撃しております。高齢者を訪問すると、昼間から布団に入っていたというような実態に直面して悲しくなる事態がありました。

昨年は、介護保険料が引き上げられました。年金から天引きをされ、受け取る年金が減少するばかり。市民アンケートを取りましても、保険料が高い、年金から引かれるばかりで生活が苦しいと、このような声が広がっております。

それに追い打ちをかけるように昨年の8月は介護補足給付制度が改悪され、大

きく負担が増えた高齢者があります。預貯金を削って生活する、そんな実態であります。その上に今年10月から、後期高齢者医療費窓口負担が1割から2割に引き上げられる実態であります。

これだけの高齢者への負担増があつて、その上で今回の保険料の引上げがあつていいものでしょうか。これでは、高齢者は安心して老後、生活が立ち行かなくなります。

現在のコロナ感染の拡大の現状、高齢者の生活の貧困化の広がり、医療介護の保険料・利用料の負担の重さを考え、高齢者の生活は限界に近いと考えます。今、立ち止まり、高齢者の生活を支えるために苦しい冷たい政治から温かい政治への転換が必要ではありませんか。安心して生活ができる命と暮らしが守られる施策を求めて、予算案の反対討論といたします。

○議長（井上重久君）

ほか、ございませんか。

25番、山崎議員

○25番（山崎 猛君）

議案第7号「令和4年度後期高齢者医療特別会計予算」に賛成の立場で意見を申し上げます。

この後期高齢者医療制度は、平成20年の発足から十数年経過しましたが、これまで高齢者の医療を安定的に支えているものと認識しています。

予算案は昨年6月の健康保険法等の一部改正に伴い、一定以上の所得がある方の窓口負担を見直すことや保険料率の引上げを含む内容となっておりますが、被保険者の増加や一人当たりの医療費の増加といった状況を踏まえ、制度の安定的な運営のためにはやむを得ないものと考えます。

将来の展望をしっかりと持って、長崎県の高齢者が引き続き安心して医療を受けられるよう、財政基盤の安定、医療費適正化対策や被保険者の健康増進施策にさらに取り組んでいただくことを要望し、この予算に賛成といたします。

○議長（井上重久君）

これをもって討論を終結し、採決をいたします。

「議案第7号」を原案のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### 【起立多数】

○議長（井上重久君）

起立多数であります。

よって「議案第7号」は原案のとおり可決されました。

それでは、感染防止のため、暫時休憩をいたします。再開は、15時35分からいたします。

（休 憩）

（再 開）

○議長（井上重久君）

会議を再開いたします。

次に、日程11「同意議案第1号」を議題とします。

連合長の説明を求めます。

連合長

○連合長（田上富久君）

同意議案第1号は、監査委員の選任について、議会の同意を求めるものでございます。

これまでの三縄監査委員の任期が去る2月12日付をもって満了したことから、改めて識見を有する者のうちから選任する監査委員に三縄周治君を選任したいと存じます。

適任と考えますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（井上重久君）

これから、同意議案第1号「監査委員の選任につき議会の同意を求めることについて」は、直ちに採決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議がありませんので、採決いたします。

監査委員の選任については、原案のとおり、三縄周治君に同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議ないと認めます。

よって、同意議案第1号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程12「議会運営委員の選任について」を議題といたします。

本件につきましては、議員の任期満了により、欠員が生じているため、選任するものであります。

委員の選任につきましては、議会委員会条例第5条の規定により、議長において指名をいたします。

議会運営委員に平戸市の神田全記議員、松浦市の谷口一星議員を指名いたします。

これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、平戸市の神田全記議員、松浦市の谷口一星議員を選任することに決定いたしました。

次に、日程13「一般質問」を行います。

なお、一般質問については、議会運営委員会の申合せにより、質問・答弁を含め1人につき30分以内となります。

11番、淵瀬議員

○11番（淵瀬栄子君）

皆さん、お疲れさまです。西海市議会選出の淵瀬栄子です。

通告をしておりました3項目について、質問いたします。

第1項目として、後期高齢者の命と健康について。

食料品や灯油など身近な物価が上がる中、公的年金が0.4%引き下げられ、高齢者の暮らしは、一層厳しくなるばかりです。そこに75歳以上の医療窓口2

割負担の導入と後期高齢者医療保険料の負担増が重なれば、後期高齢者の医療受診をためらわせ、命と健康に大きな影響が出るのではないかと懸念しますが、連合長の見解を伺います。

第2項目として、地域医療体制の整備について。

新型コロナウイルス感染拡大により、医療体制の脆弱さが浮き彫りになっていますが、政府はコロナ感染患者の治療で重要な高度急性期・急性期病床を合わせて20万床削減する地域医療構想に固執し、コロナ禍の下でも病床削減を進めようとしています。

重症化が心配される高齢者に必要な入院治療が受けられる環境の確保など、改めて地域医療の体制の検証・整備が必要であると思いますが、連合長の見解を伺います。

第3項目として、高齢者の特性を踏まえた地域保健事業について。

高齢期の健康診査は、糖尿病などの生活習慣病の早期発見に加え、フレイルのリスクをいち早く見つけ対処するために重要であり、本広域連合においても新たな事業として取り組まれている高齢者の特性を踏まえた地域保健事業の現況と課題について伺います。

以上、明確な答弁を求めます。

○連合長（田上富久君）

瀧瀬栄子議員の質問にお答えします。

まず1点目の「後期高齢者の命と健康について」です。

後期高齢者医療制度における医療給付費の財源は、国・県・市町村が負担する公費が約5割、現役世代の支援金が約4割、被保険者が納付する保険料で残りの約1割を負担することとなっています。

団塊の世代が後期高齢者になり始める中、現役世代の保険料負担の増加を少し

でも減らし、全ての世代で広く安心して支えていく全世代対応型の社会保障制度を構築するために国においては、昨年法改正を行い、後期高齢者の中で負担能力がある一定所得以上の被保険者の窓口負担を2割とする制度改正が本年10月1日から開始されます。

本県では、約16%、3万5,000人余りの被保険者の皆様が2割負担となる見込みです。

併せて、自己負担が増加する方々へは、受診抑制を招かないための対策として、外来受診で1か月の負担増が3,000円以内となる措置を施行後3年間行うこととしており、受診抑制への一定の配慮がなされたものと考えています。

しかしながら、2割負担となる方が、一時的に受診を控える可能性を否定できないことから、これまで以上に健康診査の受診勧奨や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施による健康相談などに取り組み、受診抑制による健康悪化を防ぐ取組を進めてまいります。

後期高齢者医療保険料につきましては、今年4月、2年に一度の改定時期を迎えます。団塊の世代が後期高齢者になり始める中、今回、剰余金や財政調整基金といった、いわゆる保険料の上昇を抑制するための財源を合計で46億円見込んでおりますが、一定の上昇は避けられないと考えております。

広域連合としましては、被保険者の皆様が安心して医療が受けられるよう、今後も後期高齢者医療制度の安定した運営と被保険者の皆様の健康増進に引き続き取り組んでまいります。

次に、2点目の「地域医療体制の整備について」お答えします。

後期高齢者医療広域連合は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき設立されており、その所管する事務は、医療保険者として、資格管理、給付、保険料賦課、保健事業に関する事務等となっています。

ご質問の医療提供体制の確保、地域医療に関する計画に関しては、法に基づ

き、都道府県が定めるものであり、既に長崎県において策定されています。

計画の策定及び変更においては、広域連合を含む県内の医療保険者で構成される保険者協議会において、意見を提出することとなっています。

医療提供体制、地域医療構想等については、長崎県が施策を策定・展開することを踏まえ、広域連合としては、被保険者の健康増進と医療費適正化の観点のもとより、今後も必要な医療を安心して受けていただけるよう、意見を述べていきたいと考えています。

次に、3点目の「高齢者の特性を踏まえた地域保健事業について」お答えします。

高齢者の特性を踏まえた地域保健事業、いわゆる高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施は、運動、口腔、栄養、社会参加などの観点を踏まえ、高齢者一人一人に対して、フレイルなど心身の多様な課題に対応し、きめ細かな保健事業を行うものです。

広域連合では、市・町に委託して令和2年度から取り組んでおり、令和3年度は17の市町で実施しています。

主な取組内容としましては、生活習慣病等の重症化予防といったハイリスク者への対策や、通いの場などでの一般の方を対象とした健康教育・相談などがございます。

現在の課題といたしましては、コロナ禍の影響により、対面による保健指導等ができず、通いの場などでの取組みについて、その手法を含めて見直しを余儀なくされています。

また、本事業を担うマンパワーについて、新型コロナウイルス感染症対策と並行して取り組まなければならないという厳しい現状もございます。

このようなことから、現在、4つの市町が未実施となっています。

こういった状況ではございますが、今後もオンライン会議などによる事業の取

組への働きかけや助言など、市町との連携を密に取りながら、令和4年度以降もしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上、本壇からの答弁といたします。

○11番（瀧瀬栄子君）

ご答弁いただきました、1項目の「後期高齢者の命と健康について」なんですけれども、今回、令和4年度・5年度の保険料率が引き上げられたわけですが、保険料率の算定に当たっては、国から示される算定上必要な基礎数値、留意点、それから被保険者数や一人当たりの医療費の動向、医療費窓口負担割合の見直しが医療給付費に与える影響、それから財政の均衡、これに加えて被保険者の生活実態を考慮するという観点があるかと思えます。

そういう意味で被保険者の生活実態ということはどう捉えておられるのかを再度お尋ねしたいことと、それから窓口負担2割になる場合に配慮措置が3年間取られるわけなんですけれども、これを私は、ちょっと勘違いしておりました、窓口負担が3,000円を超えないというふうに当初は理解してたんですが、そうではなくて、窓口負担が例えば5万円の場合、1割負担は5,000円で済むけど、2割負担になったら1万円。その5,000円が増えるんだけど、増えるものを3,000円で止めますということですよ。ですから、これまで5,000円で済んでいたものが8,000円になる。しかも、これは一旦1万円を払っておいて、申請をして初めて、2,000円分が返ってくるという仕組みだと思うんです。

そういう意味では、この影響というのはどれぐらい想定されているのか。先ほどの予算立てのところで長瀬効果とかありましたけれども、影響を少なく見ておられるのではないかなと感じておりますので、その点について、お尋ねしたいと思います。

○事務局長（本多浩志君）

再質問にお答えいたします。

1点目の生活実態を把握といいますか、検討した上で保険料率の算定を行ったのかというご質問かと思えます。

今回の料率改定につきましては、実際に被保険者の皆さんの生活実態がどうかという点まで詳しく調査・検討したということはありません。

ただ、今回は2割負担という制度改正もございますが、これにつきましては、負担をしていただく、2割負担になる方というのは、一定の所得がある方というふうな限定で今回の制度改正というものは行われています。ですから、全ての被保険者、1割の被保険者の皆さんが2割負担に上がるということではありません。

それと、その3、000円の配慮措置、一月の金額を3,000円以内に収めるという配慮措置も、国も制度として取り組むということになりましたので、一定、私どもとしては、そういった制度においても配慮をされているという判断の下、そして保険料率につきましては、先ほど議案審査の中でご説明させていただきましたが、負担軽減というところで、私どももできる限りのことをし、負担を抑えようという努力をしたのですが、結局増という形になっております。

しかしながら、安定した後期高齢者医療制度の財政的な運営をしていくためには必要なものというふうに私どもは考えております。

ですから、その点につきましては、ご理解いただきたいと思っておりますし、被保険者の皆様への周知を徹底して、分かっただけ、分かりやすい周知に努めていきたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

○事業課長（山下利久君）

2点目の窓口負担の配慮措置について、お答えします。

この2割負担の配慮措置の考え方につきましては、議員がおっしゃられたイメージで間違いはないかなと思っております。

その後に3,000円を超えた医療費についてはどうするのかということになりますが、広域連合の給付事業としまして、高額療養費というのがございまして、制度としては高額療養費の仕組みを使うということになります。

後期高齢者医療の高額療養費につきましては、既に被保険者の皆様に口座の登録を75歳到達時点をお願いをしております。そのため、高齢者の方の高額療養費につきましては、窓口での申請をしなくとも、払戻しについては自動的に振り込まれるというふうな仕組みでございます。

ですので、被保険者の皆様は、毎月毎月、市町の窓口で領収書を持って払戻しの申請などは必要ないということになってございます。

ただし、口座の登録がない方がまだいらっしゃいますので、今度の2割負担につきましては、口座の登録について、周知・広報を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○11番（瀧瀬栄子君）

2項目にお尋ねしました「地域医療体制の整備について」なんですけれども、私が住んでおります、お世話になっております西海市の市民の皆様にとっても、私どもの医療の環境という観点から、どうしても近隣の自治体にある病院にお世話になることが多いわけなんですけれども、例えば、佐世保市の総合医療センターに西海市の場合は、入院でも9,781人、それから外来でも8,583人と、こういうふうなことでお世話になっているというデータがあるわけなんですけれど

も、ここが、長崎県が平成29年度に策定した地域医療構想によると、必要数を1,475床超過している。これは高度急性期22床、急性期1,335床が超過ですから、これを減らしなさいということだと思っんです。けど、地域で確保すべき病床の規模としては、これはもう継続していかなければ、地域医療を保っていけないということが意見として上げられていると思っんです。

全国の知事会が令和3年6月10日に、令和4年度国の施策並びに予算に関する提案・要望というのを出されておまして、新型コロナウイルス感染症の対応において、公的医療機関の存在、重要性が再認識されたことなども十分に踏まえ、地域医療構想の実現など地域医療の確保に向けた取組、推進に当たっては、地方とも丁寧に協議しながら、慎重に検討を進めるとともに地域の実情に即した柔軟な取扱いをすることということで要望を出されております。

先ほどの答弁で、地域医療構想というのは県が策定している。しかし、そこに対して意見を提出することができるということでしたので、こういうことを含めて、ぜひとも意見を引き続き上げていただきたいと思っんですので、そこをお願いいたしたいと思っんです。

○議長（井上重久君）

見解ありますか。いいですか。

総務課長

○総務課長（切間賢生君）

先ほど、議員もおっしゃったように、保険者協議会を通じて、私ども意見を申し上げております。

保険者協議会は、法に基づき、被保険者の健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や取組の推進を図り、それから医療費適正化計画について、

長崎県への協力を行うというものが、趣旨でございます。

この運営規定に定められた目的に沿って、健康づくり、それから医療費適正化の観点を基に医療提供体制、それから地域医療構想等についても、長崎県が施策を策定・展開されることを踏まえまして、意見を述べてまいりたいと考えております。

健康づくりに資するという目的のため、被保険者の皆様が安心して医療を受けられるように保険者として意見を述べてまいりたいと思っております。

以上です。

○ 1 1 番（瀧瀬栄子君）

3項目の「高齢者の特性を踏まえた地域保健事業について」ですけれども、先ほど、ご答弁にありましたようにコロナ禍ということで対面が難しく、通いの場での保健事業が難しいという状況に至っているということと、それからマンパワーの関係もあるのでしょうか、4つの市町が未実施ということですか。

資料としていただいております「保健事業実施計画 データヘルス計画の第2期中間評価見直し 令和3年3月」のこの資料の23、24ページのところに「医療専門職の配置、専門職の雇用が困難な状況であることを踏まえ」ということで、やはりこのマンパワーというのが課題になっているというふうに思います。

それで、市町に対して委託料として、正規の職員、保健師を雇用する場合に580万円を広域連合から交付していると思いますが、この正規の保健師で専任で設置されている市町を含めて、どういう状況にあるのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○事業課長（山下利久君）

職員の体制について、お答えいたします。

今現在、一体的実施を行っております17市町全てが、市町職員専任の保健師という状況でございます。

以上でございます。

○議長（井上重久君）

11番、淵瀬議員。あと残り10分を切っていますので、よろしくお願ひします。

○11番（淵瀬栄子君）

ご答弁いただきまして、17市町で、専任で保健師の方が当たっているということだったんですけれど、西海市の場合ですけれども、いわゆる長寿介護課に正規の保健師さんが1人おられて、もう一人、会計年度職員という方で1人おられる。この市の保健事業と、それからこの高齢者の特性を踏まえた地域保健一体事業の仕事は、もう兼任をされているという状況なんです。

そうしますと、専任と言われましたけれど、それは保健師ということだと思っております。でも、その保健師が自治体の保健師と兼任をしているとなりますと、この580万の市への支援というのはどういう形になっているのでしょうか。ここがスムーズにいかないから、まだ取り組めていない市町があるのかどうか、その点でお尋ねしたいと思います

○事業課長（山下利久君）

お答えいたします。

私の先ほどの答弁が不足をしておりました。まず、この580万円の人件費に

つきましては、主にこの一体的実施についての企画・調整を行う専任職ということになります。そのほかに、日常生活圏域ごとに、いわゆる実動部隊となりますが、そういう方に対しましては、1圏域当たり350万円を上限としまして、人件費の支援を行います。

各市町の地域で活動している保健師、もしくは外注ということで、一般企業が雇用した保健師、介護士、管理栄養士などの医療専門職の方、そういう方を使って事業を行っている市町もございます。そのため、中心となって企画・立案する医療専門職と現場で実際に従事する医療専門職を区分けしたというふうになってございます。ですので、現場で活動する方については、市町職員もいらっしゃいますし、会計年度任用職員、もしくは企業の方、そういう方が混在しているというふうになります。

以上でございます。

○11番（淵瀬栄子君）

長崎県だけではなくて、全国的にこの高齢者の特性を踏まえた地域保健事業をやっていくに当たって、やはり課題としては、実施のための医療専門職の確保が困難ということがあるのではないのでしょうか。

○議長（井上重久君）

11番、淵瀬議員、ごめんなさい。3項目目の「高齢者の特性を踏まえた地域保健事業について」は、もう質問が3回を過ぎております。

○11番（淵瀬栄子君）

3回目じゃないですか。

○議長（井上重久君）

質疑の回数については、議会会則規則第52条により、質疑は同一議員につき、同一議題について、3回を超えることができないということになっております。私は、1項目目、2項目目の質疑と思いましたが指名をしました。

○11番（淵瀬栄子君）

3回目じゃないでしょうか。登壇して1回、自席に戻って、第1項目目、第2項目目ということでお尋ねをして、今、第3項目目の3回目だと思いますが、違ったでしょうか。

○議長（井上重久君）

今、4回目です。

○11番（淵瀬栄子君）

後で議事録で確認します。

○議長（井上重久君）

11番、淵瀬議員

○11番（淵瀬栄子君）

議長から残り時間でということですので、2項目の地域医療の関係で、県に対しての意見ということで、今後どういう意見を上げていかれるかということでお尋ねしておきます。

○事務局長（本多浩志君）

質問の２項目の再質問ということで、どのような意見を県に対して述べていくかということだと思います。

この点については、現在、国のほうも地域医療構想というのは、知事会の要請といますか、要望もあって、もともと地域医療構想をつくった時点と現時点では状況が異なるというところで知事会も要望されたと認識を私はしております。ですから、長崎県においても見直しも含めて、ご検討されているんじゃないかと思います。

そういった中で私どもは保険者協議会を通じて、県の考え方、見直し、そういったものを見せていただいた上で、保険者協議会、保険者の代表が集まる会議体としてどういった意見を述べていくか、その点については整理をしていくべきじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（井上重久君）

１１番、淵瀬議員、よろしいですか。

○１１番（淵瀬栄子君）

はい。

○議長（井上重久君）

それでは次に、１３番、山口議員

○１３番（山口欽秀君）

１３番、山口が一般質問をいたします。

第1番目の質問であります。

10月に行われた意見交換会において、資料を見まして、医療費の概要のところで、長崎県が常に上位であることの要因、何が原因かということをお伺いしました。

また、市町村別の医療費の伸び率を見たところ、離島が伸び率が高いということについて、どのような見解があるかと問いました。

それに対して広域連合のほうから、医療費が高い原因は明確ではないというような返答とともに、他県と比べて、医療機関が非常に多いとか、入院病床が多いというようなことも言われました。

また、議員の中から、シュガーロードで食べ物、土地柄、生活習慣など、砂糖の使い方、糖尿病の生活習慣が原因ではないかと。それからお酒を飲む人が多い、そのようなことで高血圧が多いと、そのようなことも語られました。

それから議員の中から、やはり高齢者が医療費を押し上げているんだと、そのような分析もあったわけであります。

明確にならないまま意見交換会が終わった後、その後、広域連合のほうから詳しい市町村別の資料が出てまいりましたので、そのことを受けて、広域連合として、分析結果等ありましたら、ご意見をお聞かせください。

2番目の質問であります。

10月の意見交換会を受けて、12月に今申しましたように、詳しい資料が送られてまいりました。平成21年度と令和元年度の医療費等の比較、自治体内での様々な医療費等の比較が資料として出されました。

いくつか目につくところがありますが、その中で特徴的に思ったことは、医療給付費の内訳の比較を見ますと、外来のところが増えている自治体が極めて多くあります。この現象は何らかの原因があってこのような結果になっているというふうに思うわけですが、広域連合としてはどのような要因があると考えていら

っしゃるか、お伺いたします。

以上、2点であります。

○連合長（田上富久君）

山口欽秀議員の質問にお答えします。

まず、1点目の「平成21年度と令和元年度の医療費推移に見る医療費上昇の要因について」です。

昨年10月に広域連合議会議員の意見交換会を開催いたしました。その中で市町別の医療費の推移について議論がなされ、12月には事務局から関係資料を議員の皆様にお送りさせていただきました。

市町別の医療費の推移につきましては、地域性も含め、様々な要因が考えられ、一概に断定できるものではありませんが、県内市町の中で医療費の上昇率が高い、特に離島地域について、レセプトデータなどを分析していく中で幾つか気づいた点があります。

1つ目は、県内でも高齢化が進んでいる地域であるという点です。

被保険者の平均年齢、人口に対する高齢化率ともに県内で高い状況にあるという点がございます。

2つ目は、外来におけるレセプト1件当たりの受診日数が、県内で低いものの、1日当たりの医療費は高くなっています。

これは、医療機関の整備状況や通院での交通アクセスの影響があるものと思われます。

いずれにいたしましても、地域ごとに医療供給体制、食生活をはじめとした生活習慣など、様々な要因が考えられますので、医療費の上昇要因について断定するのは困難な状況ではありますが、地域の特性を十分把握している市町の担当者の皆さんに情報を頂き、共有しながら広域連合としての取組を進めていきたいと

考えています。

次に、2点目の「医療給付費内訳比較における外来の増減額の推移について」お答えします。

平成21年と令和元年度の1人当たり外来医療費を市町別に比較したところ、14の市町で減少しています。

市町ごとの毎年度の医療費の推移を見ますと、徐々に減少している場合や、一度大幅に減少し、後は横ばいという場合、あるいは、一度増加し、その後徐々に減少している場合など、外来医療費の減少については一様に推移していないという状況があります。

なお、県全体での推移状況については、平成25年度まで徐々に増加し、その後、平成26年度からは徐々に減少しています。

このような状況でありますので、1点目のご質問と同様に、外来医療費の減少の要因についても、断定することは困難な状況です。

このような中で、広域連合は、訪問指導事業に取り組んでおり、これは、重複受診や頻回受診、多受診といった医療機関を多数受診している被保険者に対して、服薬や薬の管理といった相談を受けながら、適正な服薬を指導し、医療費の適正化と被保険者の負担軽減を図るものであります。

この事業の対象者については、レセプトデータから抽出しますが、該当する被保険者が年々減少している状況があり、訪問指導事業の効果が少しではありますが出ているのではないかと考えています。

これも、外来医療費の減少の要因の一つではないかと考えているところです。

1点目のご質問でお答えしましたが、外来診療を含む医療費の状況につきましても、各市町の担当者の皆さんと情報を共有しながら、広域連合としての取組を進めていきたいと考えています。

以上、本壇からの答弁といたします。

○13番（山口欽秀君）

では、1点目について。

ありがとうございました。いろいろ要因はあるだろうけれども、やはり高齢が要因だろうということは、本当に言えると思いますね。やはり高齢で病気になって医療費がかかる。やはり長崎県の数字で見ましても、離島に限らず、西海市がなぜ、どうなっているんだろうなと思ったら、西海市は西海市で高齢化が進んでいる、離島じゃなくてもね、ということが、データをちょっと、とりわけ90歳、95歳という90歳代の比率を私なりに比較してみると、高齢化が進んでいるのが西海市だというようなことで、大体医療費の高い順に高齢化の90歳以上の割合が比例的になっておりましたので、そういう点では、やはり高齢者に対してどう対応した取組がなされるか、先ほど予算のところでも質問しましたがけれども、健康指導のところも重要ではないかなというふうに思いますので、その点で理解したということ。

2点目のことですが、外来の変化について、資料として頂いたのは、21年と平成元年の単なる2つの比較での差でマイナスになったところということでしたが、やはりそれでは分からないなということで、広域連合のほうへ資料の提供をお願いしまして、平成21年から令和元年まで細かくデータを出していただき、グラフ化をしていただきました。大変細かい仕事で、お願いして申し訳なかったですけども、これを見まして、先ほど、連合長が言われたように、減少したところもあり、増えたところもあり。急に横になったところがありと、いろいろあるわけですけども、私は全体として右肩下がりと、山状になっていて、右肩下がりでないかなと。その山が、平成の25・26年あたりを山にして、徐々に外来が減っているという傾向は見えるんじゃないかなというふうに思うんですね。とりわけ、平戸市とか、対馬市とか、壱岐市とか、離島のところは、やはり全体として外来そのものも低いですしね、そういう傾向を見たときに、平成2

５・２６年が山で、その後、外来が下がり続けているというふうに見たときに、なぜこうなるんだというときに、やはりそれは保険料じゃないかなと思うんですが。

大体、平成２５・２６年で、このあたりで「８．２３」、「８．８８」と保険料が上がった時期ですよ、またね、その前からね。経済的にも年金が上がらないことが始まる時期でもありますね。そういうふうなことからいくと、やはり全体として受診抑制が進んでいるんじゃないかなと、そういう感じを受けとるんですが、このあたりの考え、どうでしょうか。

○事務局長（本多浩志君）

山口議員の再質問にお答えいたします。

確かに、平成２５・２６年を境に減少しているところは多数あります。

その保険料率の改定がその要因ではないかというふうなことだと思いますが、この平成２５・２６年につきましては、一人当たり療養給付費、これにつきましては年々増加傾向にあって、この平成２５・２６年というものも増加の傾向にございます。

ですから、その料率が増となったから受診控えということは、私どもとしては、少しは要因として考えられるのかもしれないけど、それが大きな要因というふうには、私どもでは考えておりません。

逆に平成２５年度までは、診療報酬改定がゼロとか上がり、平成２６年度からは診療報酬改定において薬価がマイナスとなり、全体としてもマイナス改定が続いたときがございます。ですから、外来となりますと、病院にかかって、薬をもらいます。その薬の部分が下がることで、外来の医療費というのは減ってきているということも一つの要因として考えられるのではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○13番（山口欽秀君）

数多くの自治体で外来が減っている。その一方で、入院は、医療費が増えているという状況ですからね。そのあたりの原因と結果というところでいくと、やはり県民の中に受診控えというところの傾向は強まっているのではないかなというのが、僕は思いますね。

その結果、やはり受診しても入院へと、医療を受けざる得ないと、そういうふうになっているのではないかというふうに私は思います。

そういう意味で、やはり受診控えで重病化して、病院へかかる。医療費がもっとかかると、そういう悪循環にならないような、そういう対応がやはり求められるのではないかなと。そのあたりの状況の把握を県のほうでもしていただいて、医療費抑制のための取組をお願いして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（井上重久君）

以上で一般質問を終わります。

お諮りいたします。

今定例会において議決されました各案件については、その条項、字句、その他、整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定によりその整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」という者あり】

○議長（井上重久君）

ご異議なしと認めます。

よって、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決

定いたしました。

以上をもちまして、今定例会に付議された意見は全部終了しました。

これにて閉会いたします。

皆様、大変お疲れさまでした。

= 閉会 午後 4 時 2 5 分 =

上記のとおり会議録を調製し署名する。

議 長 井上 重久

署名議員 淡田 邦夫

署名議員 林 広文